

宮城県産業技術センターでは、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づく安全保障輸出管理制度の適正な運用のため、利用者の皆さまに確認シートの提出をお願いしています

■ 制度の背景と目的

この制度は、大量破壊兵器や通常兵器等の開発に転用され得る技術・貨物の不正な国外流出を防ぐことを目的としています。当センターにおける技術提供なども輸出管理の対象となり得ることから、事前確認を実施しています。なお、規制に該当する場合は、法律に基づき経済産業大臣の事前の許可が必要です。

※ 以下の場合、外為法に基づく管理が必要になる可能性があります。

- ・ 非居住者との共同研究・技術指導
- ・ 国外への装置・試料・研究成果の提供
- ・ 外国籍の研究者・学生への技術情報の提供 など

■ 利用者の皆様へお願い

以下のサービスを御利用の際は「安全保障輸出管理に関する確認シート」のご記入及びご提出をお願いします。

- ・ 技術改善支援
- ・ 技術研修
- ・ 秘密保持契約/共同研究/受託研究
- ・ その他、インターンシップ等、技術の提供や貨物の輸出を行うにあたり非居住者又は特定類型該当者への該当性の確認を要する場合

➤ 安全保障輸出管理上の非居住者又は特定類型該当者の場合

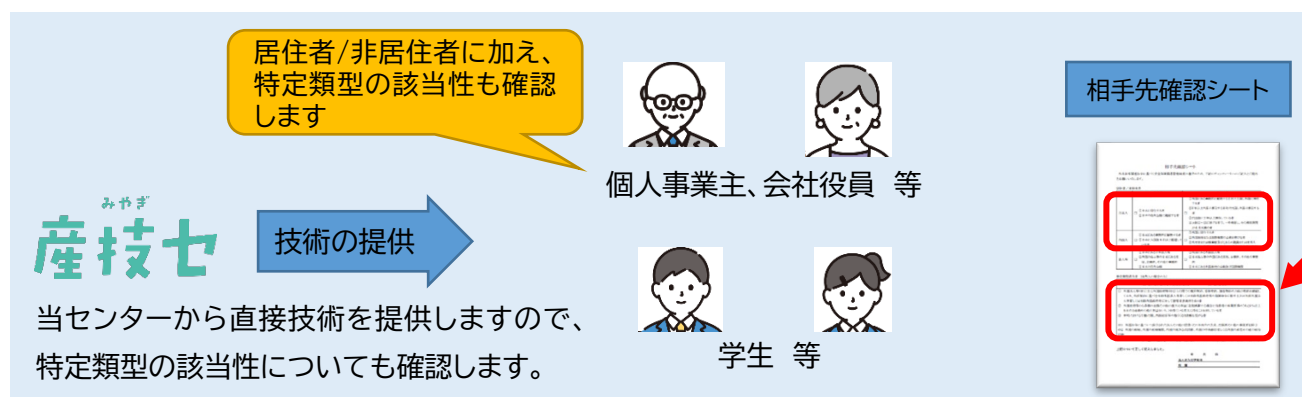
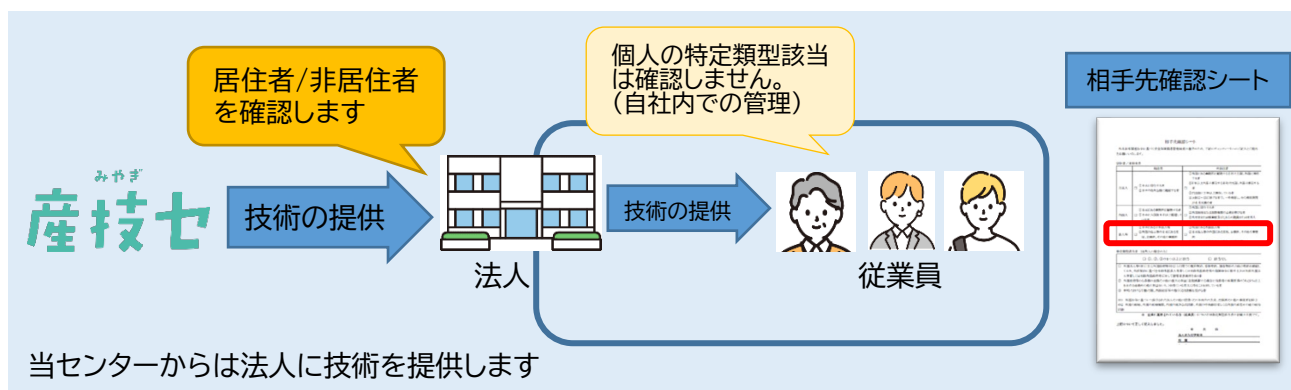
当センターの規程に基づく所定の手続きを経た上で、技術の提供可否を決定いたします。ご利用者様が希望する技術を提供できない場合もございますが、あらかじめご了承ください。

■ 制度へのご理解とご協力のお願い

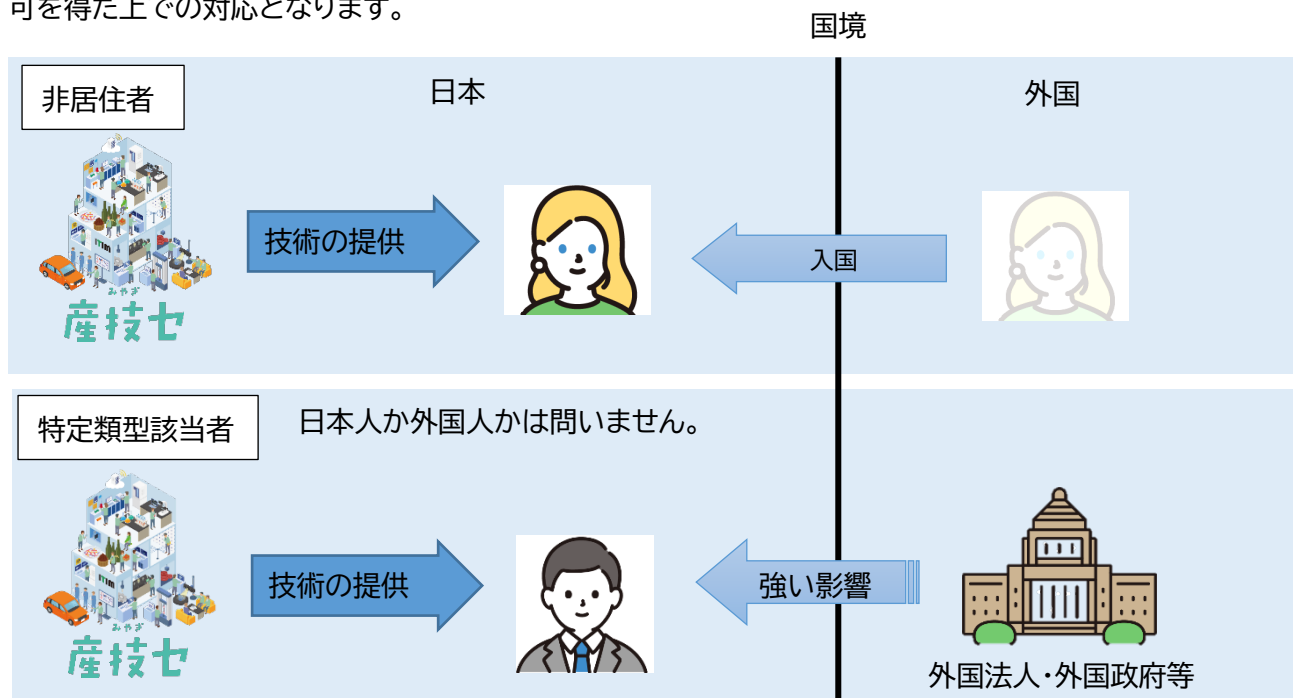
国際社会の平和及び安全の維持のために、制度の適切な運用が求められています。本制度の趣旨をご理解いただき、円滑な運営にご協力をお願いいたします。

安全保障輸出管理につきましては、経済産業省「安全保障貿易管理」のページをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>



非居住者・特定類型に該当される場合は提供する技術等の事前確認を行い、必要に応じ、経済産業省の許可を得た上での対応となります。



〔本件に関するお問い合わせ〕

宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部 企画・知財班

電話 022-377-8700 メール itim-p@pref.miyagi.lg.jp